

抗インフルエンザウイルス薬供給要領

1 目的

「宮城県新型インフルエンザ対応行動計画」に基づき、新型インフルエンザへの感染が疑われる者に対応する職員等の感染予防のため、県が備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を保健所（支所）に供給する際の手順を定めるもの。

2 抗インフルエンザウイルス薬

供給する抗インフルエンザウイルス薬は、タミフルカプセル（リン酸オセルタミビル）とする。

3 供給方法

(1) 保健所（支所）への供給

イ 保健福祉部長は、新型インフルエンザが発生し、各保健所（支所）に設置される発熱相談センター等において新型インフルエンザへの感染が疑われる者に対応する職員（以下「対応職員」という。）又は健康観察の対象となる新型インフルエンザ患者との濃厚接触者（以下「濃厚接触者」という。）の感染予防のために抗インフルエンザウイルス薬の供給が必要と判断した場合は、疾病・感染症対策室長に各保健所（支所）等への抗インフルエンザウイルス薬の供給を指示するものとする。

ロ 薬務課長は、疾病・感染症対策室長の要請に基づき、各保健所（支所）等に必要量の抗インフルエンザウイルス薬を供給するものとする。

ハ 薬務課長は、各保健所（支所）等に抗インフルエンザウイルス薬を供給する場合は、供給量を各保健所（支所）長等に通知するものとする。

この場合、薬務課長は、抗インフルエンザウイルス薬の使用状況を疾病・感染症対策室長へ報告するものとする。

(2) 保健所（支所）における抗インフルエンザウイルス薬の管理

イ 供給を受けた各保健所（支所）等は、抗インフルエンザウイルス薬管理簿（様式1）を備え、必要事項を記録するものとする。

ロ 供給を受けた各保健所（支所）等は、薬務課長の求めに応じ抗インフルエンザウイルス薬管理簿の写しを提出するものとする。

(3) 抗インフルエンザウイルス薬の追加供給

イ 各保健所（支所）長等は、供給を受けた抗インフルエンザウイルス薬が不足する場合は、抗インフルエンザウイルス薬供給依頼書（様式2）を薬務課長へ提出するものとする。

ロ 薬務課長は、抗インフルエンザウイルス薬供給依頼書が提出されたときは、疾病・感染症対策室と協議し、追加供給が必要と判断した場合は、抗インフルエンザウイルス薬保管業者に対し供給を依頼するものとする。

ハ 薬務課長は、供給依頼を受けた保健所（支所）等に抗インフルエンザウイルス薬を追加供給する場合は、供給量を保健所（支所）長等に通知するものとする。

4 その他

(1) 抗インフルエンザウイルス薬は、医師の判断により服用させるものとし、あくまでも、対応職員（応援の職員等を含む）及び濃厚接触者の感染予防のために使用するものとする。

(2) この要領に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、保健所（支所）は疾病・感染症対策室及び薬務課と協議して決定するものとする。

附 則

この要領は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年5月11日から施行する。

(様式 1)

抗イソフルエンザウイルス薬管管理簿

品名 規格

抗インフルエンザウイルス薬供給依頼書

平成 年 月 日

薬務課長殿

住 所

氏 名

下記のとおり抗インフルエンザウイルス薬を供給願います。

記

1 供給先の名称及び所在地

2 必要とする抗インフルエンザウイルス薬名及び数量

薬品名	数量	備考